



Title	19世紀後半イギリスにおける男性下級官の苦闘：通信省貯蓄課での女性官吏の登用をめぐって
Author(s)	水田，大紀
Citation	パブリック・ヒストリー. 2024, 21, p. 31-41
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95494
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

19 世紀後半イギリスにおける男性下級官の苦闘

通信省貯蓄課での女性官吏の登用をめぐる

水田大紀

はじめに

本稿では、イギリスの近代官僚機構に女性雇用が与えた影響について論じる。イギリスでは 19 世紀半ば以降の官僚制度改革の流れの中で、女性官吏が登用されるようになった。官僚制度改革は、かつては主に行政史の面から研究が進められ、特に「19 世紀行政革命」論争において注目を集めたテーマであった⁽¹⁾。この論争では、改革の原動力をめぐり、思想的な影響力や、行政機構の整備に尽力した改革者の理念・目的意識が果たした役割の重要性が強調され、官僚制度改革が国家機能の飛躍的成長を象徴するものと定義された。

一方、論争後に官僚制度改革は、教育課程の変容との関連でも研究が行われた。例えば高級官僚の養成にジェントルマン教育制度が果たした役割が検討され、それが 1870 年代以降のイギリス社会の階層構造を大きく規定したと主張された⁽²⁾。19 世紀後半以降の専門職の社会的躍進について考察したパーキンも、官僚を専門職のひとつとみなし、改革後にはパブリックスクールやオックスブリッジで行われた専門職階級のための教育と、官僚に必要とされる知識や技術が完全に一致したことを指摘している⁽³⁾。そのほか、官僚制度改革を女性の教育的、社会的進出の契機として考察したコーンらは、改革によって事務職の、「性による分業化」が促進さ

(1) For example, see O. MacDonagh, 'The Nineteenth Century Revolution in Government: A Reappraisal', *Historical Journal*, vol. 1 (1958, pp. 52–67); D. Roberts, 'Jeremy Bentham and the Victorian Administrative State', *Victorian Studies*, vol. 2, no. 3 (1959, pp. 193–210); H. Parris, 'The Nineteenth-Century Revolution in Government: A Reappraisal Reappraised', *Historical Journal*, vol. 3 (1960, pp. 17–37); J. Hart, 'Nineteenth-Century Social Reform: A Tory Interpretation of History', *Past & Present*, no. 31 (1965, pp. 39–61); Hart, 'Sir Charles Trevelyan at the Treasury, 1853–1854', *English Historical Review*, vol. 75 (1960, pp. 92–110). Also see G. Sutherland, 'Introduction', Sutherland (ed.), *Studies in the Growth of Nineteenth-century Government* (London, 1972, pp. 1–10); Hart, 'The Genesis of the Northcote - Trevelyan Report', *ibid.*, (pp. 63–81); 赤木須留喜「イギリスにおける近代的公務員制度の研究」『東京都立大学法学会雑誌』, 第 18 巻第 1–2 合併号 (1978 年, 193–287 頁)。同論争は国家の構造の再編過程を解明し、19 世紀イギリス史像を検討し直そうとするものであった。詳細については、井上洋『『一九世紀イギリス行政革命』論争に関する一考察 (一)・(二)』『名古屋大学法政論集』, 第 93・94 号 (1982 年, 95–147 頁; 1983 年, 82–131 頁) を参照。

(2) 村岡健次『ヴィクトリア時代の政治と社会』(ミネルヴァ書房, 1980 年)、同『近代イギリスの社会と文化』(ミネルヴァ書房, 2002 年)。

(3) Harold J. Perkin, *The Rise of Professional Society, England since 1880* (London, 1989)。

れたと論じてきた。⁽⁴⁾

「19世紀行政革命」論争とその後の学際的なアプローチは、論点を部分的に重ね合いつつも、イギリスで起きた官僚制度改革の原動力やその影響の解明に貢献してきた。その結果、これまでの研究は基本的に改革者側からの考察となった。⁽⁵⁾

しかし官僚制度改革に一層切実な利害関係があったのは、実際にその枠組みの中で業務につく現場の働き手、つまり官僚や官吏たちであった。そのため改革に対する彼らの理解や協力なくして、官僚制度改革は実際に機能しえないものだったのである。では、改革を受容することになる現場の官僚たちは、官僚制度改革においてどのような役割を果たし、どのような影響を被ったのだろうか。この疑問を解くためには、改革者側だけではなく、官僚機構内に存在し改革の影響を受け止める側の視点も含めた形で、行政の「近代化」過程を論じる必要がある。その意味で本稿では、改革やそれによる変化に対する現場の反応、具体的にいえば、女性官吏を登用するという経験が官僚機構内で働く人々、特に女性官吏と対比されることが多かった男性下級官に与えた経験とその意義について、当時、女性を最も多く雇用した官庁である、通信省の貯蓄課 (Savings Bank Department, the General Post Office) を事例に論じていきたい。

以下、第1章で19世紀後半の官僚制度改革の展開と、それによる女性官吏の登用について概観する。続く第2章では、官吏として働く女性たちに期待された技能や、彼女らが置かれた職場の環境について、通信省を事例に検討し、それを通じて、官庁内での女性官吏の就労実態を検討する。そして、第3章で女性官吏の登用を機に起きた現場での軋轢を分析し、第4章でその経験を通じて醸成されていった現場の対応策について論じることで、上記の課題に答えていきたい。

本稿では主たる史料として、議会文書や通信省の文書に加え、当時の官僚向け週刊新聞や、フェミニスト運動の準機関誌であった『イングリッシュウーマンズ・レビュー (Englishwoman's Review)』誌の記事を参照する。⁽⁶⁾

(4) Samuel Cohn, *The Process of Occupational Sex-Typing, the Feminization of Clerical Labor in Great Britain* (Philadelphia, 1985); Ellen Jordan, 'The Lady Clerks at the Prudential: the Beginning of Vertical Segregation by Sex in Clerical Work in Nineteenth-Century Britain', *Gender & History*, vol. 8, no. 1 (1996, pp. 65–81).

(5) この点については既に別稿でも指摘している。詳しくは、拙稿「近代イギリス官僚制度改革史再考——調査委員会と官僚たちの同床異夢——」『史林』, 第94巻第6号(2011年, 31–57頁)を参照。

(6) 『イングリッシュウーマンズ・レビュー』[以下EWR]誌の性格やフェミニズム運動との関係については、河村貞枝『『イングリッシュウーマンズ・レビュー』誌の一考察——ジェントルウーマンとフェミニズム』, 同『イギリス近代フェミニズム運動の歴史像』(明石書店, 2001年, 53–84頁)を参照。同誌は中産階級女性を購読者とする雑誌で、継続前誌『イングリッシュウーマンズ・ジャーナル』(*Englishwoman's Journal*)誌も併せ、1858年から1910年まで発刊された。『イングリッシュウーマンズ・ジャーナル』誌は女性雇用機会促進協会 (the Society for Promoting the Employment of Women) の機関誌であった。同協会については、柴原真知子「19世紀イギリスにおける成人教育活動としての女性の職業支援——女性雇用促進協会の実践的取り組みから——」『京都大学大学院教育学研究科紀要』, 第56号(2010年, 1–14頁), 4–6頁を参照。

1 官僚制度改革の時代

イギリスで官僚制度改革が行われたのは、ヴィクトリア時代後半のことであった。ヴィクトリア時代の歴史において転機のひとつとなったのは、1832 年より行われた選挙法改正である。有権者の増加は、行政への要望を多様化させ、業務量を増加させることとなった。そのため、各官庁で実務を担当する存在、つまり下級官（Lower division clerks）の役割がより重要になっていった。その一方で、1870-90 年代のイギリスは経済不況の真っ只中にあり、政府の予算は限定的であった。その結果、1870-90 年代の官僚制度改革を通じて、人材の質的向上、つまり一人当たりの業務効率の上昇と、人材の量的向上、いわば安い事務労働力の導入による、官僚機構の徹底したスリム化が目指されることになったのである。

さて、イギリス近代史研究において官僚制度改革は、1853 年の『官僚制度再組織化に関する報告書』、いわゆる「ノースコート・トレヴェリアン報告書」⁽⁷⁾の提出をもって始まる。それまで官僚の採否は、パトロネジ（縁故推薦制）によって行われていた。しかし 1850 年代になると、マコーリー（Thomas Macaulay）らにより、近代社会に適合した官僚機構の設置が目指されるようになった。そしてそのために、同報告書では、公開競争試験制度などの能力主義、いわゆる「競争精神（the spirit of emulation and competition）」の導入が提起された。

この報告書による方針決定が、1870 年代以降の官僚機構調査の本格化につながっていった。1870 年代には大不況を背景に、行政に対する抜本的な改革を求める声が高まり、プレイフェア委員会（1874-75 年）が発足した。プレイフェア委員会は、官僚機構における人件費の節約と業務効率の向上を目的に活動し、その成果は 1876 年の枢密院令にも影響を与えた。⁽⁸⁾しかし 1880 年代に入ると、人件費や業務効率はより深刻な課題となっていた。例えば 1847-48 年に約 2,760 万ポンドだった国家の年間人件費は、1886-87 年には約 6,160 万ポンドにまで膨れ上がっていた。⁽⁹⁾このような状況下で、不適当な支出の予防と効率的な予算運用を目的に、リドリー委員会（1886-90 年）が設置された。リドリー委員会では、プレイフェア委員会の改革案で反発が多かった上級職を改革対象から外し、下級官以下をターゲットに調査と改革が行わ

(7) *British Parliamentary Papers* [以下*B.P.P.*], 1854, XXVII (1713, Report on the Organization of the Permanent Civil Service with Letter from Rev. B. Jowett, including Papers of the Re-Organization of the Permanent Civil Service) [井上洋訳「ノースコート＝トレヴェリアン報告書」『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』, 第 50 巻 (2001 年, 115-153 頁)].

(8) See *B.P.P.*, 1875, XXIII (C. 1113, First Report of the Civil Service Inquiry Commission, with Appendix) [以下 *Playfair first report*]; *B.P.P.* 1875, XXIII (C. 1226, Second Report of the Civil Service Inquiry Commission, with Appendix); *B.P.P.* 1875, XXIII (C-1317, Third Report of the Civil Service Inquiry Commission, with Appendix).

(9) *B.P.P.*, 1886, XXXVIII (C. 4883, Treasury Minute relative to the Appointment of a Royal Commission of Inquiry into the Establishments of the Different Offices of State at Home and Abroad), p. 3.

(10) れた。そして同委員会により、昇進基準の明確化や、規定就業時間の統一、人件費の削減が改革案として提起されることになったのである。

先にも述べたように、当時の官庁では業務量が急増し、仕事を円滑に処理するためにも単純な事務作業を担う人材の需要が増していた。この状況に際し、リドリー委員会が期待し推挙したのが、女性官吏の登用であった。女性官吏の登用はプレイフェア委員会でも提案されていたが、特にリドリー委員会以降、人件費節約のために、女性の雇用がより積極的に行われるようになっていった。その意味で、近代イギリスの官僚制度改革は、女性に官吏となる機会を与えたといえる。では当時、なぜ女性官吏たちはその他の事務職ではなく、「官吏」になることを選んだのだろうか。次章ではこの問いを、官庁における女性の就労環境の面から検討していく。

2 女性官吏の登用

官庁における下級の事務職は 19 世紀後半以降、人材過剰なガヴァネスやコンパニオンに代わる新しい雇用先として、就労を目指す中産階級女性の関心を集めていた。その一方で、当時のイギリス社会において、業務量の急増と限定的な予算とに板挟みになった官僚機構が機能し続けられたのも、安価な女性労働力の採用があったからこそであった。

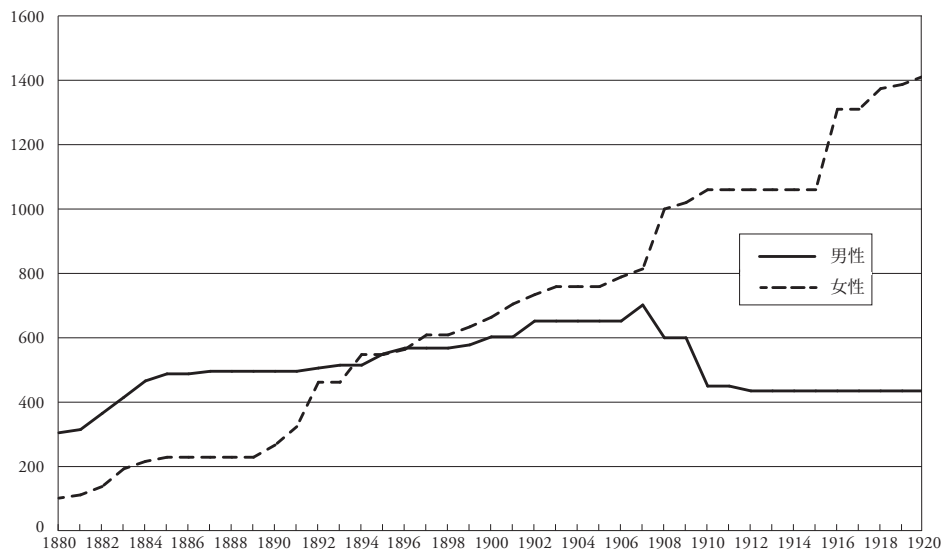
このような状況下で、女性たちが官吏の職を選んだのは主に、種々の事務職種のなかでも官庁での勤務が俸給や待遇などの面で恵まれていたからであった。例えば、1890 年代に通信省貯蓄課に勤務した女性の二級官 (Second class clerks) が年俸 65–100 ポンドを得ていたのに対し、一般的な女性事務員の年俸は大体 50–60 ポンドであった⁽¹¹⁾。また通信省の女性一級仕分け員は週給で 21–80 シリングを受け取ったが、一般企業のタイピストや電話取次の女性が得ていたのは、週に 10–33 シリングであった。当時は、自活するだけでなく、中産階級女性としての身だしなみ、体面などを整えるためには最低でも、年収 40 ポンド以上が必要と考えられていた⁽¹²⁾。そのため、職場に出る中産階級の女性たちは年 100–150 ポンド程度の収入を期待したが、これ

(10) See *B.P.P.*, 1887, XIX (C. 5226, First Report of the Royal Commission Appointed to Inquire into the Civil Establishments of the Different Offices of State at Home and Abroad, with Minutes of Evidence: Appendix, & c.); *B.P.P.*, 1888, XXVII (C. 5545, Second Report of the Royal Commissions Appointed to Inquire into the Civil Establishments of the Different Offices of State at Home and Abroad, with Minutes of Evidence, Appendix, & c.); *B.P.P.*, 1889, XXI (C. 5748, Third Report of the Royal Commission, Appointed to Inquire into the Civil Establishments of the Different Offices of State at Home and Abroad); *B.P.P.*, 1890, XXVII (C. 6172, Fourth Report of the Royal Commission Appointed to Inquire into the Civil Establishments of the Different Offices of States at Home and Abroad). Also see *B.P.P.*, 1889, LX (330, Treasury Minute, August 1889, on Second Report of Royal Commission on Civil Establishments); *B.P.P.*, 1890, LXVIII (C. 5997, Order in Council, March 1890, relating to Second Division of Civil Service).

(11) 通信省貯蓄課の俸給については、拙稿「近代化のもとでの日常——19 世紀後半イギリスの官僚生活史——」小澤弘明 (他編)『つながりと権力の世界史』(彩流社, 2014 年, 115–131 頁) [以下「近代化のもとでの日常」], 120 頁の表 A「通信省俸給リスト (1891 年)」を参照。その他の俸給は、Mrs. Phillips, *A Dictionary of Employment Open to Women* (London, 1898), p. 37 を参照。

(12) *EWR*, Feb., 1889 (ns no. 189), p. 63, 'Passing Notes: Women as "Writers"'.

【グラフ】 貯蓄課における下級官人数の変化（1880–1920 年）



Resources: *List of Officers of the General Post Office in London, 1880–1918, 1920 & Post 30/4213* (Savings Bank Department: Increased Work in Connection with War, Force Revised (1919)).

はロンドンで最も良い俸給を得ていた女性の年俸とほぼ同じであり、女性官吏などの一部を除いて、ほとんどの女性事務員がその域に到達することは適わなかった。

では、女性官吏たちは当時、どのような職場環境に置かれていたのだろうか。当時、女性を最も多く雇用したのは通信省貯蓄課であった。1861年に設立された貯蓄課は、銀行業務を中心に各種の収入印紙などを取り扱う省内最大級の部門で、単純作業の多さと残業時間の長さで知られていた。⁽¹³⁾ その結果、常に人手不足だった同課では、グラフのように、女性の職員数が年を追って増加することになった。⁽¹⁴⁾ こういった通信省での成功を参考に、他の官庁でも女性が戦力として認知され、女性官吏の存在が官僚機構に恒常的に組み込まれるようになっていったのである。

このような状況にあった貯蓄課において、女性官吏にはいかなる技能が求められたのだろうか。女性が官吏に登用されるには、男性の場合と同じく、人事委員会（Civil Service Commission）が統括する基礎試験・競争試験による二段階の選抜を潜り抜け、自身の実力を証明する必要があった。公開競争試験制度が正式に導入されるまでは、女性官吏の登用もパトロネジで行われていたが、1881年からは女性官吏も本格的に筆記試験の成績で選ばれるように

(13) *Times*, Jan. 6, 1891, p. 5, 'The Suspended Post Office Clerks'; *Civil Service Gazette*, March 7, 1891 (no. 1988), pp. 9–10; *The Civilian*, Oct. 4, 1890, pp. 364–365, 'The Savings Bank, Important Meeting of the Male Staff'. 1890年12月1日の議会でも、急進的社会改革主義者の議員ブラッドロー（Charles Bradlaugh）から、貯蓄課の残業の多さについて通信大臣が答弁を求められている。*Hansard*, 3rd series, vol. 349 (Dec. 1, 1890), col. 229.

(14) *B.P.P., 1870–1901* (Sixteenth - Forty Seventh Report of the Postmaster General on the Post Office); *List of Offices of the General Post Office in London, 1880–1918, 1920; Post 30/4213* (Savings Bank Department: Increased Work in Connection with War, Force Revised (1919)).

なった。⁽¹⁵⁾受験資格は、試験初日の時点で 17-20 歳の独身女性（未婚もしくは寡婦）に与えられ、人事委員会が提出書類を通じて彼女たちの人格や受験料の支払いを確認した。⁽¹⁶⁾競争試験には、筆記正字法、英文法・作文、算数（特に分数や小数を用いた計算）、地理・歴史の四科目が課された。⁽¹⁷⁾試験はロンドンやエディンバラ、ダブリンで行われたが、受験者数の増加とともに、ブリストルやリーズ、ベルファストなどにも会場が設置されるようになった。⁽¹⁸⁾

試験を通じて受験者たちには、幾つかの技能を示すことが期待された。この点について、通信省での雇用を目的に実施された 1887 年の試験を例に確認してみよう。⁽¹⁹⁾まず 9 月に開催された基礎試験では、受験者たちは 15 の会場に分かれ、途中に一時間の休憩を挟みつつ、午前 11 時から午後 6 時まで試験を受けた。このときは初任年俸 65 ポンドの事務職 30 人の枠に対し、一会場だけで約 90 名が受験した。基礎試験の合格率は 3/4 程度であった。これに合格した受験者は翌年 6 月の競争試験に挑み、その試験の成績上位者から任用が決定された。当時出版された『政府機関の女性雇用ガイド』によれば、これらの試験で測られた能力は、知識の正確さと対応の素早さであった。⁽²⁰⁾その他、「器用さ」や「辛抱強さ」、「勤勉さ」も、女性官吏たちには期待されていた。⁽²¹⁾

一方、女性官吏の就労には、男性と働くために様々な条件がつけられていた。なかでも重要とされたのが、性別による二つの隔離、つまり空間的な隔離と制度・業務的な隔離である。まず空間的な隔離としては、女性官吏は女性だけの別室で作業を行い、女性監督官により業務を管理された。⁽²²⁾これは、中産階級の女性たちが働くうえで、空間的な隔離がヴィクトリア時代の倫理的な制約を緩和するのに役立つと考えられたからであった。⁽²³⁾

制度や業務の面でも、女性官吏は男性とは別の評価体系におかれ、異なる基準で昇給や昇進が決められた。⁽²⁴⁾1880 年の通信省貯蓄課を例にとれば、男性の二級官が初任給 200 ポンドで、そこから 300 ポンドまで、10 ポンドずつ昇給していったのに対し、女性の二級官は 40 ポンド

(15) *EW*R, June 1882 (ns no. 110), pp. 270-273, 'Women Employment Association'.

(16) *EW*R, Sep. 1881 (ns no. 101), pp. 420-421, 'Women in Bureaucracy'.

(17) *EW*R, Oct. 1880 (ns no. 90), p. 467, 'Women Officers in the Savings Bank Department'; *EW*R, Feb. 1881 (ns no. 94), pp. 89-90, 'Savings Bank Department'.

(18) *EW*R, July 1883 (ns no. 123), p. 326, 'Competition of Female Officers'.

(19) *EW*R, June 1882 (ns no. 110), pp. 279-280, 'Postal Clerks in Dublin'.

(20) *EW*R, Sep. 1887 (ns no. 172), pp. 405-406, 'Guide for Employment of Women in the Office'.

(21) *EW*R, July 1871 (ns no. 7), pp. 211-213, 'Women and Telegram'.

(22) *Playfair first report*, pp. 154-155 (P. J. Comyns). 通信省が電信業務を国営化した当初、電信局では男女のオペレーターが同じ空間で作業にあたっていた。しかし一般的には、鉄道会社などでも事務職には空間的性別隔離が採用されており、プレイフェア委員会の改革案でも同様の措置が提言された。*Ibid.*, p. 18.

(23) *Ibid.*, pp. 173-177 (G. Chetwynd & Mrs. Arundel-Colliver); pp. 201-203. (George Findley).

(24) 給与体系以外では、結婚後の離職も女性官吏のみに付帯された就労条件であった。*Ibid.*, pp. 173-177 (G. Chetwynd & Mrs. Arundel-Colliver). 国家公務員の女性に結婚退職制度（marriage bar）が正式に適用されるのは 1895 年のことであったが、それ以前より同制度は官庁内での不文律となっていた。この制度は 1946 年に廃止されるまで、女性のみに適用され続けた。See *Star*, Jan. 8, 1891, 'The S. B. Clerks, Apologise to Mr. Raikes, and Receive a Promise of Reinstatement'; *EW*R, May 1887 (ns no. 169), pp. 235-236, 'Grievance of Telegraph Clerk'.

から 75 ポンドまで、7 ポンド 10 シリングずつの昇給であつた。⁽²⁵⁾ また、安価な事務労働力という意味では登用の効果を高く評価した通信省の上層部でさえ、単純な事務作業以上の業務に女性官吏たちを配置することには慎重であつた。⁽²⁶⁾

このように、官僚機構内での性別による二つの隔離は、女性官吏の働きぶりを官僚制度内の「女性の仕事」のなかに押し込めるものであつた。以上のことから、官僚制度改革の進展のなかで、女性官吏たちはより良い待遇を求めて任用試験で自らの能力を示し、また性別による二つの隔離を了承することで、官僚機構に地歩を築いていったといえる。⁽²⁷⁾

3 登用をめぐる現場の反応

では、このような女性官吏の登用は、現場にどのような反応を引き起こしたのだろうか。通信省で女性官吏を最も歓迎したのは上層部であつた。⁽²⁸⁾ 当初より、上層部は女性官吏の働きぶりを高く評価していた。⁽²⁹⁾ 人件費節減の点でも、上層部にとって女性官吏の登用は悪くない選択肢であつた。例えば当時の通信省では、女性官吏の俸給は同職級の男性の 1/3 か 1/4 程度であつた。⁽³⁰⁾ またタイプライターや電信・電話、自動スタンプ打ち機といった新しいテクノロジーの登場も、女性官吏の採用を後押しした。⁽³¹⁾ 例えば 1894 年には、全官庁で女性タイピストが雇用されるようになった。従来の筆写と比べ、タイプライターは複写費用を 1/10 にまで圧縮するものであつたが、その使用に高度な教育を必要としないという特徴もあつた。⁽³²⁾ そのため、女性官吏にタイプ打ちをさせることで、相乗的にかなりの費用節約が期待された。この意味でも、上層部に女性官吏は歓迎されたのであつた。

他方、女性官吏の就労に消極的だったのは、同じ職場で働く男性下級官たちであつた。現場の状況をよく知る男性下級官たちも、女性官吏の登用が官僚機構を機能させるために不可欠であることは十分に承知していた。だからといって、彼らが女性官吏登用に何の懸念も示さなかったわけではない。例えば、1890 年 11 月には「女性官吏の過ぎた雇用に抗議する」嘆願書

(25) See *List of Officers of the General Post Office in London, 1880, 1890, 1900*.

(26) *Playfair first report*, pp. 154–155 (P. J. Comyns); pp. 166–169 (A. Caillard & T. Crisdale).

(27) 例えば *EWB* 誌では、職域拡大の可能性や官僚制度による昇給の保証から、ひとまず低賃金でも我慢すべきとの意見が掲示された。EWB, April, 1891 (ns no. 209), pp. 82–88, Miss R. V. Gill, 'Is Type-Writing a Successful Occupation for Educated Women?'.

(28) *EWB*, Mar. 1882 (ns no. 107), pp. 135–136, 'Women Postal and Telegraph Clerks'; *EWB*, Mar. 1887 (ns no. 167), pp. 139–140, 'Female Clerk in the General Post Office'.

(29) *Post 30/599*, File No. 15 (Nov. 19 and 29, 1890). Also see *The Civilian*, Oct. 4, 1890, pp. 364–365, 'The Savings Bank, Important Meeting of the Male Staff.' 『シヴィリアン』紙は通信省職員向けの週刊新聞。1869 年より発売され、後継紙も含めて 1928 年まで公刊された。

(30) *Liverpool Mercury*, Oct. 13, 1890, 'Our London Correspondence'; *Playfair first report*, pp. 146–147 (G. R. Smith).

(31) 技術的変化と事務職の女性化との関係については、例えば G. Anderson, 'The White-blouse Revolution', Anderson (ed.), *The White-blouse Revolution: Female Office Workers since 1870* (Manchester, 1988, pp. 88–120) を参照。

(32) *EWB*, Aug., 1878 (ns no. 64), p. 368, 'Record of Events: Female Clerks - The Type-Writer'; *EWB*, Feb. 1889 (ns no. 189), p. 63, 'Women as the Writer'.

が、代表者 18 名の署名とともに、男性下級官たちから当時の通信大臣レークス（Henry Cecil Raikes, the Postmaster General）と大蔵省に対して提出された。⁽³³⁾ 嘆願書の内容は、貯蓄課で必要以上に女性官吏の登用が行われていること、そしてそれにより現場に不利益が生じていることを訴えるものであった。

この動きに対して上層部は、現場に「性的セクト主義を持ち込む時代錯誤な考え方」だと、男性下級官たちを非難した。⁽³⁴⁾ 例えば財務担当次官ターナー（Algernon Turnor, the Financial Secretary）は嘆願書を目にし、男性下級官たちを「最悪の行動」、「不忠の輩」と酷評した。⁽³⁵⁾ また、代表者であった貯蓄課下級官のジョンソン（Percy C. Johnson）とフォード（George W. T. (F.) Foord）の二名は、嘆願書に対する大臣の回答を新聞にリークした責任を問われ、貯蓄課から郵便物保管局などに異動させられた。⁽³⁶⁾

これらの点から考えると、現場の反応として、上層部と男性下級官は真っ向から対立していたように見える。⁽³⁷⁾ しかし真に注目すべきは、両者の主張がかみ合っていない点である。男性下級官たちが反対したのは、「必要以上に女性官吏の登用を進めること」であった。これに対して上層部は、彼らの歎願を「女性官吏の雇用」自体への反発、つまり自分たちの方針への不満と解釈した。

では、両者のこの認識のズレは何を意味しているのだろうか。この点を理解するには、男性下級官たちが何を求めて上層部に歎願を行ったかが重要となる。実は貯蓄課では、上層部の判断により 1888 年以降、男性下級官の新規採用が取りやめになっていた。⁽³⁸⁾ しかし同時に、「単純な事務作業以外の業務」に女性官吏が配置されることはなく、その結果、女性官吏への業務移管は限定的であった。つまり貯蓄課の男性下級官たちは、女性官吏がいくら登用されても、人手不足のままだったことになる。この意味で嘆願書は、女性の「雇用反対」というよりもむしろ、現場に必要な人数の男性下級官を揃えてほしい、と訴えたものだったのである。つまり嘆願は、上層部が非難したような単なる「性的セクト主義」ではなく、男性下級官たちが、実際の業務遂行の状況に基づいた判断を上層部に期待したものだったと考えられる。

女性官吏の登用をめぐり、上層部と男性下級官たちとの認識のズレがみられたのは、嘆願書の一件だけではなかった。上層部が貯蓄課の男性下級官の行動を「時代錯誤な性的セクト主義」と再び決めつける事件が起こった。それが、1891 年 1 月に発生した「ロックアウト」事件である。これは同課の男性下級官の半数にあたる約 220 名の男性下級官が、上層部から言い渡された残

(33) *Post 30/599*, File No. 9 (Nov. 17, 1890).

(34) See *Star*, Jan. 5, 1891, 'Blackwood, Address "Loyal" Savings Bank Clerks Today'; *Daily News*, Jan. 5, 1891, 'A Strike against Women'; *Pall Mall Gazette*, Jan. 5, 1891, 'The New Post Office Strike'.

(35) *Post 30/599*, File No. 7 (Oct. 4, 1890).

(36) *Evening News*, Nov. 25, 1890, "A Not Unfriendly Warning". フォードとジョンソンは貯蓄課への異動を求めたが、通信大臣は 1891 年 4 月 14 日の庶民院での質疑で、彼らの再配置を否定している。 *Hansard*, 3rd series, vol. 352 (April 14, 1891), cols. 476-477.

(37) *B.P.P.*, 1914, XVI (C. 7338, Fourth Report, Civil Service and Revenue Departments: Royal Commission), p. 17.

(38) H. G. Swift, *A History of Postal Agitation—from Eighty Years Ago till the Present Day (1929)* (London & Manchester, 1929: New & Revised ed.), p. 245.

業を辞退して帰宅した結果、即日で無期停職処分を受けた出来事であった。⁽³⁹⁾

「ロックアウト」事件もまた、女性官吏の登用を背景として発生した問題であった。上層部は男性下級官たちの行動を、嘆願書の一件に続き、彼らがまた「反命」したと認識し、同時に「女性官吏の就業に反対してストライキを行うなど、単なる時代錯誤でしかない。彼らは少なくとも 20 年は遅れているし、その線で活動を始めようとするのは、独善的に職場の独占を復活させようとするのと同義だ」と批判した。⁽⁴⁰⁾

では当時、いったい何が、男性下級官に対する上層部の不信感をそこまで高めていたのだろうか。ひとつには、前々年の 1889 年から 1890 年にかけて「新労働組合主義 (New Unionism)」が社会で大きくクローズアップされたことの影響がある。しかしそれ以上に、官僚機構内の問題として、この不信感を捉えてみるべきだろう。そのためには、まずは当事者である男性下級官について理解する必要がある。詳細な分析は別稿に譲るが、嘆願書の一件や「ロックアウト」事件で上層部から非難された男性下級官たちには、幾つかの特徴があった。⁽⁴¹⁾ 彼らは基本的に、公開競争試験制度実施後の 1882-87 年に任官した 20 代の若い男性たちで、出身地はバラバラなものの、事件発生時にはお互いに似たような地域に隣り合って居住する、下層中産階級の若者たちであった。

これらの点を踏まえ、女性官吏の登用をめぐる認識にズレがでた要因について考えてみよう。まず要因となるのは、男性下級官と上層部とが置かれた立場の違いである。これはいいかえれば、女性が職業上の競争相手になりうるか否かの問題といえる。つまり、競争相手としての女性官吏に敏感にならざるを得ない男性下級官と、競争相手にはならない上層部とでは、危機感に差があっても当然だろう。しかしより注目すべきは、両者の「世代」の違いである。上層部はパトロネジで雇用された世代であった。⁽⁴²⁾ 一方、彼らに「性的セクト主義者」と非難された男性下級官たちは、ほとんどが受験世代の若者であった。その意味で、当該の男性下級官は、以前のパトロネジ世代とは異なる価値観をもった世代だった。だからこそ、上層部の思惑を外し、彼らは残業を断るという自身の権利を行使できたのかもしれない。

4 男性下級官の討論会

では、上層部の一方的な認識や処断に対し、受験世代の男性下級官たちはどのような対応を採ることができたのだろうか。彼らにとって有益な対応手段となったのが、1880 年代以降、

(39) 「ロックアウト」事件の詳細については、拙稿「「ロックアウト」事件顛末記——近代イギリスにおける下級官の就業時間について——」『鷹陵史学』, 第 46 号 (2020 年, 133-171 頁) [以下「「ロックアウト」事件顛末記」を参照。

(40) *Daily News*, Jan. 5, 1891, 'A Strike against Women'. 通信省次官のブラックウッド (Sir (Stevenson) Arthur Blackwood, the Secretary) は「今回の指示への復命拒否は、それ相応に扱われるべき反命行為とみなす」と述べていた。See Post 30/599, File No. 11 (Jan. 2, 1891).

(41) 「「ロックアウト」事件顛末記」, 139-141 頁。

(42) See *List of Officers of the General Post Office in London, 1890 & 1891*.

日常的に行われるようになっていた討論会（Mass meeting）であった。討論会はもともと、当時の男性下級官たちにとってクラブ活動のようなものであったが、同時に彼らが抱える問題について互いに意見を出しあう場ともなっていた⁽⁴³⁾。例えば、1890年時の嘆願書の一件でも、貯蓄課の男性下級官たちは提出の前月から討論会を開催して議論し、そこで出された意見をまとめ、書面にして通信大臣や大蔵省に提出したのであった⁽⁴⁴⁾。

男性下級官の討論会は、終業後や半休日である土曜の夕方に、近隣のホテルや職場の一室を借りて開催されるのが通例であった⁽⁴⁵⁾。当時の記者によれば、「現在、1,000人を下らない下級官たちが集まってきており、かなりの人数が部屋に入りきらず、会に参加することができないと不平を述べている」と伝えられるほど、討論会は熱気に満ちていたようである⁽⁴⁶⁾。討論会は官僚向け週刊新聞などで価値を高く評価され、議員たちからも注目された⁽⁴⁷⁾。

もちろん男性下級官たちの討論会は、女性官吏の登用について話し合うためだけに開催されたものではなかった。以前から、彼らは職場の状況や自分たちの将来について意見を交換するため、討論会を開催していた。例えば1886年2月11日の討論会では、出席者たちは公開競争試験制度が上手く機能していない問題について議論し、議員や上層部に対し、「官僚の昇進を阻む人工的な壁〔縁故〕に対して慎重かつ断固とした反対」を表明することを決議した⁽⁴⁸⁾。また「ロックアウト」事件の際にも、停職処分を受けた男性下級官たちは連日討論会を開き、通信大臣に陳情書を提出すべきかを議論した⁽⁴⁹⁾。

こういった討論会は、通信省の出先機関があったダブリンやエディンバラでも開催された⁽⁵⁰⁾。その様子は官僚向け週刊新聞などを通じてロンドンでも報じられ、地方の男性下級官とロンドンの男性下級官との連携を重視する記事も掲載された。こうして1890年代までに、男性下級官の「一致団結」が紙面上で論じられるようになり、男性下級官たちに対して「団結は力なり」という言葉が喧伝されたのであった⁽⁵¹⁾。

以上のことから、「女性官吏の登用」は、改革の成果に対する男性下級官と上層部との認識のズレを露呈させるとともに、それへの対応策として、受験世代の男性下級官たちの結束を強め、男性下級官としての「団結」、ないしは横の連帯を緩やかに推進していく契機のひとつになったと考えられる。

(43) 「近代化のもとでの日常」、127–130頁。

(44) *The Civilian*, Oct. 4, 1890, pp. 364–365, ‘The Savings Bank, Important Meeting of the Male Staff’.

(45) *Civil Service Times* [以下 CST], Feb. 13, 1886 (no. 1), pp. 1–2, ‘Civil Service Re-organization.’ 『シヴィル・サーヴィス・タイムズ』紙は、1886–92年に出版された下級官や任官を目指す若い受験者向けの週刊新聞である。

(46) CST, Feb. 13, 1886 (no. 1), pp. 4–5, ‘Mass Meeting of Lower Division clerks at Westminster Palace Hotel’.

(47) Ibid.

(48) Ibid.

(49) *Times*, Jan. 6, 1891, p. 5, ‘The Suspended Post Office Clerks’.

(50) For example, see CST, Aug. 31, 1889 (ns no. 9) pp. 102–103, ‘Editorial Notes’; Sep. 7, 1889 (ns no. 10), p. 116, ‘Second Division Clerks, Edinburgh’; Oct. 19, 1889 (ns no. 16), pp. 1886–1888, ‘Editorial Notes’.

(51) For example, see CST, Sep. 19, 1891 (no. 292), pp. 575–577, ‘Editorial Notes’; CST, Oct. 31, 1891 (no. 298), pp. 647–649, ‘Editorial Notes’.

嘆願書の一件や「ロックアウト」事件のような軋轢や葛藤は当時、通信省貯蓄課以外の官庁や部署でも起こりうるものであった。その意味で、貯蓄課の「不忠」な男性下級官の経験は、他官庁の受験世代の男性下級官たちにとっても重要な教訓となりえた。⁽⁵²⁾ その結果、男性下級官たちの超部局的・超地域的な協働意識が醸成され、1890年以降の常設の互助組織の結成へと結びついていったのかもしれない。⁽⁵³⁾

おわりに

本稿では、19世紀後半のイギリスにおける官僚制度改革の漸進過程において採られた「女性官吏の登用」をめぐる、女性事務労働力の官僚機構への定着が、現場にいる上層部と男性下級官との間で認識のズレを生み、上層部の決めつけにも近い圧力にさらされた受験世代の男性下級官たちが、討論会を頼りに職場の新しい現実が悪戦苦闘する様子を確認してきた。先ほども述べたように、その過程で「女性官吏の登用」は、男性と女性という形ではなく、男性（上層部）と男性（下級官）との軋轢を通じて、男性下級官間の紐帯を強化する要因となっていたのである。

(52) B. V. Humphreys, *Clerical Unions in the Civil Service* (Oxford, 1958), pp. 21, 29–42. 最初の協会は1858年に主要官庁において創設された。それが租税査定官会議（the Surveyors Committee）と、後の消費税局員会議（the Excise Officer's Committee）にあたる中央会議（the Central Committee）であった。その後、1857年に設立された官僚退職手当会議（the Civil Service Superannuation Committee）を経て、下級官行政会議（the Executive Committee of the Lower Division Clerks）などが設立されたが、これらは一時的な組織であった。1880年代末以降、リドリー委員会での意見聴取をひとつのきっかけとして、1888年の下級官総会議（the Lower Division Clerks General Committee）が結成された。その後、初の常設組織として1890年の二級官協会（the Second Division Clerks Association）が設立されたが、その影響力は1900年頃までは一部の官庁に限られていたとされる。

(53) Swift, *A History of Postal Agitation*, pp. 199–200.